平成２５年（フ）第８７７号
さいたま市岩槻区日の出町２番12号　日の出ハイツ102、旧住所さいたま市岩槻区美幸町３番５号
債務者　大塚由貴子
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９６２号
埼玉県朝霞市田島１丁目13番14号　リベール田島Ⅱ103号
債務者　工藤　将太
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９８９号
埼玉県桶川市大字下日出谷58番地の１
債務者　青木由美子
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９９５号
埼玉県北本市中丸１丁目36番地　グリーンハイツＡ―101
債務者　田中　昭夫
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０２０号
埼玉県朝霞市溝沼５丁目12番18号　Ｃ’ユーノス101
債務者　赤川　岸子
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０５０号
さいたま市南区辻２丁目６番７号　ハイツサンライトⅡ102
債務者　佐藤　悦子
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０５３号
さいたま市見沼区島町239番地１
債務者　高橋　勇介
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１０５号
埼玉県川口市大字西新井宿123番地　フロラシオン202号室
債務者　上村千詠美
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７８号
千葉県匝瑳市大寺1058番地
債務者　佐藤美智子
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第３３７号
愛知県岡崎市新居町字稲葉31番地
債務者　倉橋　秀美
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第３７９号
愛知県西尾市東幡豆町下側内35番地１
債務者　鈴木　稔子
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第３９７号
愛知県高浜市稗田町６丁目２番地41　ユーミクラＦ２棟201号
債務者　大塚　勝好
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１５７９号
札幌市中央区南13条西14丁目３番３―101号
債務者　丸田　圭彦
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１６２８号
北海道北広島市大曲光４丁目11番地10　斉藤方
債務者　田中　貴子
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７０４号
札幌市東区北33条東10丁目５番３号　リレント北33条102号
債務者　西谷　孝行
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７１７号
札幌市手稲区稲穂２条７丁目９番２号
債務者　坂本喜美子（旧姓武田）
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７３１号
札幌市西区宮の沢１条４丁目６番10号　プリンスハイツ103号
債務者　早瀬　浩二
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７４３号
札幌市北区西茨戸１条１丁目２番８号
債務者　戸田都志明
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで札幌地方裁判所民事第４部